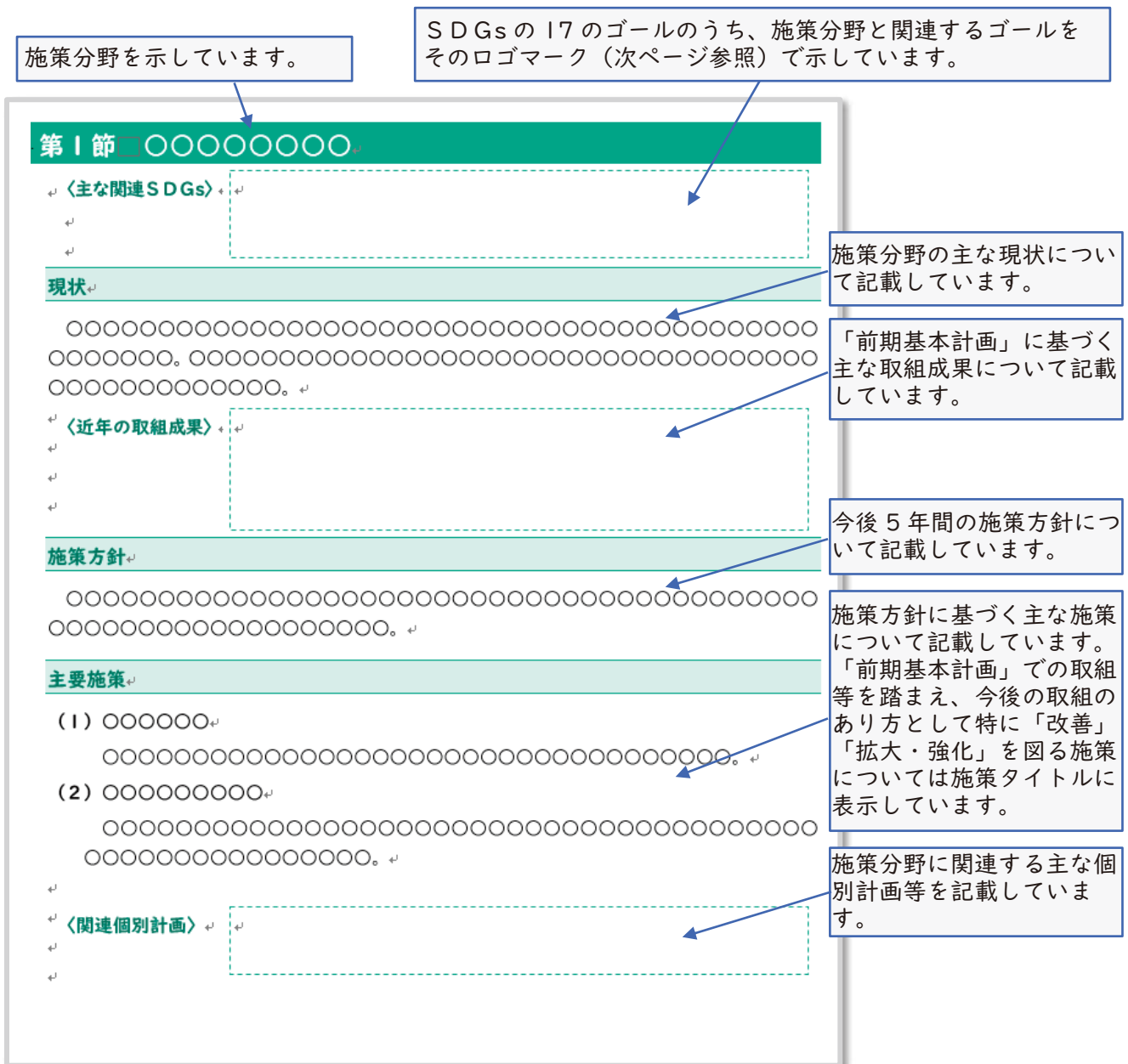


後期基本計画

後期基本計画の見方

- 「基本構想」の“施策の体系”に基づき、6つの基本政策（まちづくりの柱）とこれを構成する計36の施策分野が、それぞれ「後期基本計画」の章・節となっています。
- 基本政策に対応する各章の最初には、目標指標を設定・掲載しています。
- 施策分野に対応する各節では、次のような事項を記載しています。



SDGsの17のゴールのロゴマーク

 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困をなくそう	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓をゼロに	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	すべての人に健康と福祉を	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任つかう責任
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	質の高い教育をみんなに	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を実現しよう	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海の豊かさを守ろう
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	安全な水とトイレを世界中に	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和と公正をすべての人に
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	働きがいも経済成長も	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の基盤をつくろう		

第1章

市民生活と地域を支える社会基盤の充実

目標指標

指 標		実績(見込)	目 標				
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	洲本市人口に占める中心市街地のうち、内町地区・外町地区人口の割合(%)	8.75	8.76	8.77	8.78	8.79	8.80
2	中心市街地における建築物の建替件数(棟)	10	10	10	10	10	10
3	道路改良率(%)	31.50	31.60	31.70	31.80	31.90	32.00
4	路線バス便数(便)【累計】	109	109	109	109	109	109
5	コミュニティバス便数(便)	15	15	15	15	15	15
6	上堺定住促進住宅の入居者数(人)【累計】	75	75	75	75	75	75
7	分譲地の販売数(区画)	5	1	1	1	1	1
8	市営住宅ストック総合改善事業実施数(団地)	1	2	2	1	1	1
9	水洗化率(%)	83.00	83.10	83.20	83.30	83.40	83.50
10	下水道への接続(件)【累計】	4,700	4,780	4,860	4,940	5,020	5,100
11	CATV加入者数(人)【累計】	17,370	17,350	17,330	17,310	17,290	17,270
12	CATVインターネット加入者数(人)【累計】	3,550	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000
13	防災訓練及び防災学習会参加者数(自主防災組織、各種団体など※学校、地域防災訓練除く)(人)	400	420	440	460	480	500
14	自転車交通安全教室受講者割合(学校)(%)	21.6	22.0	22.5	23.0	23.5	24.0
15	出前講座開催件数(件)	12	15	18	22	25	28
15-2	うち、高齢者などを対象とした講座数(件)	5	7	9	12	14	16
15-3	うち、若年者を対象とした講座数(件)	7	8	9	10	11	12

第1節 調和のとれた土地利用の促進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう

現状

魅力ある市街地環境や優良な農地、緑豊かな自然環境の保全や活用、創出を図り、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるとともに、土地利用の計画である「洲本市国土利用計画」、「洲本市都市計画マスタープラン」に基づき、機能別に適切な土地利用の誘導に努めています。

人口減少や少子高齢化は、市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など、土地利用の活力を減退させますが、これらに有効に対処するのは困難な課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市国土利用計画の見直し（令和3年）
- 洲本市立地適正化計画の策定（令和3年）
- 洲本市都市計画マスタープランの見直し（令和3年）

施策方針

土地利用の基本的な方向性を踏まえ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用と、優良な農地や山地、海浜地などの自然的な土地利用の調和を図りつつ、効率的な土地利用を進めるとともに、主要な交通結節点である洲本インターチェンジ周辺や、淡路島中央スマートインターチェンジ周辺などの土地利用の需要にも的確に対応していきます。

主要施策

（1）一体的かつ計画的な土地利用の促進

「洲本市国土利用計画」や「洲本市都市計画マスタープラン」などに基づき、都市計画制度、農業振興地域制度の的確な運用に努め、土地の適切な管理や有効利用、豊かな自然環境の保全と活用、安全・安心の確保に資する総合的かつ計画的な土地利用を促進します。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市国土利用計画
- ◆洲本市立地適正化計画
- ◆洲本市都市計画マスタープラン
- ◆洲本市農業振興地域整備計画

第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市の中心市街地は、政治や経済、文化などの中心として多様な機能が集積し、本市発展の核としての役割を果たしてきました。観光面においても、洲本バスセンターや大規模商業施設に加え、赤レンガ建築群のリノベーションにより、景観を活かした拠点づくりが進められ、レクリエーションの場となる海沿いの風景や、碁盤の目状に町割りが形成された城下町の風情が残るまちなみなどととも、交流人口の拡大を図っています。その一方、商店街の衰退や産業構造の変化が進み、少子高齢化の進行や家族形態の多様化によって、居住人口の減少や空家の増加・老朽化が進んでおり、まちの活力が失われつつあります。

〈近年の取組成果〉

○開発許可制度を用いた大規模小売店舗開発や住宅団地造成の誘導

施策方針

歴史・文化が感じられる魅力の創出により、観光交流の活性化と地域振興を推進し、既存の都市基盤を活用したまちづくりを推進します。

高齢化する地域住民の日々の暮らしを支えるため、あらゆる人が快適に過ごすことができるまちなか居住を推進します。

主要施策

(1) 中心市街地の整備【拡大・強化】

中心市街地においては、産業や観光の交流拠点として、にぎわいを生み出し、まちの活力再生を図るとともに、さらなる拠点機能の充実を図ります。また、市民広場を中心とする赤レンガ建築群においては、市民の憩いの空間として、引き続き整備を進めるとともに、公設市場跡地の活用など、新たな人流を生み出す方策を検討しながら、にぎわいづくりを推進します。

(2) 市街地の整備

中心市街地及びその周辺地域においては、計画的な市街化を誘導するために、空家を含む既存住宅ストックや低未利用地の活用・更新を促しつつ、道路網の整備を進めます。

(3) 景観の整備と啓発活動

豊かな自然風景や都市景観、歴史的景観を市民が誇れる財産として、また、観光・交流資源として活用するために、その整備、保存と啓発に努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市都市計画マスタープラン
- ◆洲本市立地適正化計画

第3節 道路・交通網の整備

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを

現状

道路・交通網は、地域の経済活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流活動を促進するための重要な基盤です。また、頻発する自然災害に対する安全・安心を確保する道路のネットワーク化を進め、機能の維持向上を図っています。

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫する神戸淡路鳴門自動車道と国道28号を中心に、海岸線に沿って伸びる県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線、市街地の骨格を形成する市道加茂中央線、市道物部曲田塩屋線などの都市計画道路などによって構成されています。

本市ではこれまで、国・県などの関係機関とも連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきたところです。淡路島中央スマートインターチェンジが供用開始され、国道28号洲本バイパスの整備が本格化する中で、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

今後、現在事業中の国道28号洲本バイパスの早期全線供用開始、県道洲本五色線の鮎原南谷工区、県道鳥飼浦洲本線の上内膳工区の早期完成、本市の外環状線に位置づけられている市道宇原千草線、都市計画道路である市道山神線、市道下内膳線の重点的な整備による都市機能の強化が課題となっています。

また、高度成長期に多数整備された橋梁などの道路構造物が老朽化し、特に橋梁については、今後修繕・架替費用の増大が見込まれるため、長寿命化を行い、コスト縮減を図ることが必要となっています。

公共交通は、通院・通学・買い物・通勤・観光など日々の暮らしを支える移動手段として、重要な役割を担っています。

しかしながら、現代の自家用車中心のライフスタイルに加えて、少子化・人口減少・新型コロナウイルス感染症などにより、公共交通の利用者は減少しており、その影響で便数・運行時間帯などのサービス水準が低下し、利用者の利便性が損なわれています。

一方、高齢化の進展とともに、自家用車の運転に不安を持つ方が増加しています。また、健康志向の高まりや環境への配慮により「自動車に過度に頼らない生活」への見直しが進められています。

さらに、大阪府泉南郡岬町との間で、海上交通のあり方を検討するための試験的運航が行われており定期運航の可能性を模索しています。

これらの状況を踏まえ、公共交通拠点の充実を図るとともに、誰にとっても移動しやすい公共交通の実現が必要となっています。

〈近年の取組成果〉

- 国道28号洲本バイパスの工事着手
- 県道洲本五色線の上加茂バイパス完成
- 県道鳥飼浦洲本線(上堺工区)の完成
- 淡路島中央スマートインターチェンジの供用開始

- 市道直田線、市道玉田線などの生活道路の完成
- 橋梁などの道路構造物の点検実施
- 洲本市橋梁長寿命化修繕計画の策定及び修繕実施
- 路線バス・コミバス再編実施
- デマンド型交通の実証運行実施
- 深日洲本航路の実証運航実施

施策方針

本市における重要路線である国道 28 号洲本バイパス整備、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線をはじめとする県道整備を関係機関と連携のもと積極的に進めます。

本市の外環状線を成す宇原千草線、都市計画道路である、山神線、下内膳線については、積極的に整備を行うとともに、市民生活に密着した道路についても市民ニーズを見極めながら計画的な整備を進めます。

また、自転車交通の対策として、「洲本市自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めます。

一方、既存の橋梁などの社会インフラについては、老朽化が進み修繕・架替の必要性が見込まれるため、従来からの事後保全を再考し、予防保全に努めていくことにより長寿命化を図ります。

公共交通については、人口減少・高齢化社会などに対応した誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を図ります。

持続可能な公共交通の実現に向け、その利用促進策を展開します。

国・県、近隣市との連携、また福祉・観光・教育など他分野との連携による移動手段の維持を図ります。

主要施策

(1) 幹線道路の整備

国道 28 号洲本バイパスの早期完成に向け助力するとともに、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線の整備を促進します。

また、宇原千草線、山神線、下内膳線の整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

生活道路の計画的な整備を図ります。

(3) 自転車通行空間の整備【改善】

「洲本市自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めます。

(4) 社会インフラの長寿命化

社会インフラ、特に橋梁については、老朽化が進行している状況です。これに対応するため、5年に1度の定期点検を実施して損傷度合を確認し、その結果を「洲本市橋梁長寿命化修繕計画」に反映した上で、修繕・架替を行います。

(5) 公共交通の利便性向上

広域的な移動手段である高速バス、市民の日常生活に不可欠で身近な路線バス・コミュニティバスなど、公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保と利便性の向上に努めるとともに、公共交通空白地の解消・減少を図るため、その地域に合った交通手段の検討を進めます。

さらに、近隣の2市と連携し、淡路島が一体となった公共交通ネットワークの形成に向けた施策を推進します。

加えて、大阪湾ベイエリアの交通アクセスの充実をめざし、海上交通のあり方を検討します。

(6) 紀淡連絡道路の早期実現に向けた取組

関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うことで、機運の向上を図るとともに、紀淡連絡道路実現期成同盟会に加盟している市町村との連携強化や情報交換・情報共有に努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市自転車ネットワーク計画
- ◆洲本市地域公共交通基本計画
- ◆洲本市橋梁長寿命化修繕計画
- ◆洲本市都市計画マスタープラン



第4節 住宅・宅地の整備

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

地方の人口減少が進むのと同時に、空家が加速的に増加しています。管理状態の良いものは空き家バンクなどを活用した移住者の利用が見込めますが、適正な管理がなされず放置されたままの空家は住環境の安全性をおびやかしており、一層の取組が必要です。

最近の気象においては、日本全国各地において予測困難な局地的な大雨が発生し、土砂災害が引き起こされています。その災害を防止・軽減するため、土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害による人的被害を防止するよう啓発に努めています。

市営住宅については、既存ストックを有効活用し、セーフティネット確保のため適正な維持管理を行い、適切な供給に努めています。

住宅の耐震化の促進では、診断、計画策定及び改修工事について支援制度を実施していますが、多様な耐震化施策により、継続的に耐震化を進めることが必要です。

〈近年の取組成果〉

- 空家調査及び危険空き家除却支援事業の実施
- 洲本市空家等対策計画の策定（H30年）R4年度中に見直し予定
- 計画的な市営住宅ストックの改善
- 洲本市住生活基本計画の策定（令和2年）
- 洲本市公営住宅等長寿命化計画の策定（令和2年）

施策方針

快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

主要施策

（1）安全・安心な住まいづくり

「洲本市空家等対策計画」に基づき、管理不十分な状態にある空家に対して、所有者調査、管理指導を行いつつ、必要に応じ支援を実施します。

また、老朽危険空き家の相談件数が増加していることも踏まえ、危険空き家に対する実施体制の構築に向け、検討していきます。

土砂災害特別警戒区域を周知し、土地利用の安全・安心の啓発に努めます。

安全に住み続けられるよう住宅の耐震性能の向上を支援します。

（2）住宅ストックの有効活用

市営住宅ストックの計画的な長寿命化改善を実施し、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

住宅に困窮する低所得者などのセーフティネットの確保のために、市営住宅の入居の適正化と効率化を推進します。

(3) 地域に合った「住」の促進

市民自らが、住まいやまちづくりについて知恵を出しあう意欲あるまちづくり団体に講師を派遣し、地域と調和したまちづくりを進めます。

また、活力とにぎわいのある地域づくりを通じた住まいづくりを支援します。

(4) 空家・空地の活用

町内会などの協力を得ながら、移住・定住支援事業等を通して、空家等の利活用の促進を行います。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市過疎地域持続的発展計画
- ◆洲本市公営住宅等長寿命化計画
- ◆洲本市住生活基本計画
- ◆洲本市空家等対策計画



第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上

〈主な関連SDGs〉



6 安全な水とトイレを世界中に
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを

現状

令和3年度末での公共下水道の污水整備状況は、事業計画区域 600ha のうち、処理区域面積が 373ha、水洗化率は 82.7%であり、さらなる生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために下水道整備に取り組んでいく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 公共下水道事業計画区域の拡大（R2 6ha を追加）
- 処理区域面積の拡大（H28 351ha → R3 373ha）
- 水洗化率の向上（H28 77.2% → R3 82.7%）
- 炬口ポンプ場の完成、供用開始（R2）

施策方針

下水道污水管渠整備及び合併処理浄化槽の設置の促進を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。

污水整備については、下水道への早期接続の助成金を活用することで、処理区域内人口を増やし、整備効果の向上を図ります。また、経営及び財務の状況を正確に把握できる公営企業会計を適用しており、今後も企業の経済性と公共の福祉を増進させる運営に取り組んでいきます。

浸水対策については、河川改修計画の策定や堆積土砂の撤去などによる流下能力の維持、ため池の貯留機能の強化、雨水貯留施設の設置などによる総合的な対策に取り組んでいきます。

主要施策

（1）生活環境の向上と公共用水域の水質保全

下水道污水事業計画に基づき污水管渠整備と接続促進を行います。

下水道への早期接続を促進することで、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの下水道の整備効果の向上及び、経営の安定化を図ります。

なお、公共下水道供用開始区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

（2）雨水に強いまちづくり

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行います。

陀仏川については、順次整備を進めていきます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市公共下水道事業計画
- ◆洲本市特定環境保全公共下水道事業計画

第6節 地域情報化の推進

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

市町合併に伴う「CATV（ケーブルテレビ）施設統合整備事業」により整備した高速・大容量に対応した光ケーブルを活用し、安定したインターネット環境を維持していくことで、市民の求めるサービス・情報の提供に今後も努めます。

また、公的証明書として利用できるマイナンバーカードは、健康保険証をはじめ、今後さまざまな場面での活用が期待されます。普及推進のために広報紙・CATV・市公式サイト（ホームページ）などで啓発・周知、マイナンバーカードの多目的利用を推進するため、その普及に努めます。

情報通信技術は、年々、著しく進化しており、追従していくことが課題となります。

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～をめざし、別途定める「（仮称）洲本市DX推進計画」のもと、生活や仕事など、さまざまな分野での課題解決を図るDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、地域社会全体のDXにつなげていきます。

〈近年の取組成果〉

- SNSなど新たな媒体での情報提供
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政サービスオンライン化の推進

施策方針

情報化社会の変化に対応した情報通信技術を積極的に活用し、産業活動の活性化や防災情報の発信に努め、より迅速に市民が必要とする情報提供を行うとともに、デジタル技術を用いて、多様化、複雑化する市民ニーズを的確に捉えながら市民の利便性向上を図り、デジタル化の取組を加速させます。

主要施策

（1）ケーブルテレビ網の活用

市民生活の利便性や快適性を高めるため、ケーブルテレビ網を活用し、多様な情報提供を図るとともに、市民に喜んでいただける番組編成に努めます。また、ケーブルテレビ網を活用したインターネットサービスの普及促進を図り、地域間でのデジタルデバイドの解消に努めます。

（2）行政情報提供の充実

広報紙・ケーブルテレビ・FM告知端末（新設）・市公式サイト・SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）などを活用し、より迅速に、わかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行います。

(3) 身近な行政サービスの普及、デジタル化の推進【拡大・強化】

マイナンバーカードは、公的証明書として有効であり、その普及にあたっては、広報紙、CATV、市公式サイトなどを通じて、啓発・周知します。また、マイナンバーカードの多目的利用として、マイナンバーカードを活用した諸証明書コンビニ交付サービスを実施します。そのほか、さまざまな場面での多目的活用について、検討を進めます。

また、行政手続オンライン化の推進を加速するとともに、洲本市Webサイトをわかりやすくリニューアルし、市民の利便性向上を図ります。

〈関連個別計画〉

◆ (仮称) 洲本市DX推進計画 (策定予定)



第7節 消防・防災対策の推進

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
17 パートナリシップで目標を達成しよう

現状

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模化、多発化傾向にある台風や集中豪雨による災害のリスクは年々高まっています。加えて、少子高齢化などに伴う地域社会の弱体化などの社会情勢も相まって、非常備消防、防災・減災の取組は、全国の自治体にとって大きな課題となっています。

本市の消防団においても、若年層の島外流出などによる入団希望者の減少、団員の多くが社会の中核を担う年齢層であるため、昼間の消火活動時の人員確保が困難な状況にあります。そのため、消防団の活動を支援、応援していただける協力事業所表示制度の推進に引き続き取り組みます。

消火活動以外の予防啓発などにも取り組むため、「女性団員」の活動を活性化するとともに、「機能別団員」制度の導入を検討し、全体的な消防力の強化を進めます。

消防施設・設備の充実については、これまで防災拠点施設及び消防自動車を概ね20年ごとに計画的に、改修または更新を行ってきており、引き続き、計画的に改修、更新を行います。

災害に強いまちづくりを推進するため、町内会組織に担っていただいている自主防災組織の強化を目的として、防災訓練、防災学習実施への支援を引き続き行います。

このほか、防災備蓄物資を計画的に購入、配備するとともに、計画的に更新を行うため、防災訓練や防災学習で活用するなど、ローリングストックの実践に努めます。

さらに、災害時要援護者の支援については、避難行動支援者名簿を整備し、当該支援者ごとに応じた個別支援計画の作成に努めます。

また、災害時の情報伝達手段の複数化や現況のCATV網を活用した防災情報システムの設備更新の状況も踏まえ、防災情報の受発信の整備について検討を進めます。

〈近年の取組成果〉

- 「消防団協力事業所表示制度」による事業所認定及び消防団組織多様化の促進（女性団員活動）
- 避難所における非常用電源設備の整備とモバイルバッテリーの配備
- 「洲本市防災ガイドブック」「洲本市電子ハザードマップ」の作成・更新
- 感震ブレーカー設置費補助の実施及び市民みまもりカードの発行
- 低地対策として物部並びに炬口ポンプ場の整備
- 高潮対策として炬口漁港や大浜公園周辺の整備
- 防災サイレンの更新及び高潮危険度予測システムの稼働と陀仏川河口部の樋門整備（県事業）

施策方針

市民の生命・財産を災害などから守るため、防災・減災対策に取り組みます。

主要施策

(1) 消防団組織の強化

消防団組織を強化するため、常備消防である淡路広域消防洲本署との連携強化、合同訓練、講習会の開催などを積極的に進めます。消防車両の更新や消防施設の改修など、消防設備の充実に加え、消防団員の安全確保を図るために必要な装備品を計画的に配備します。

(2) 大規模災害への備え

地震などの災害の予防、応急及び復旧・復興について、総合的かつ計画的な対策を定めた「洲本市地域防災計画」を改訂します。あわせて、行政自らが被災した状況においても必要な業務を執行するため、「洲本市業務継続計画（BCP）」の改善を適宜行います。また、災害時の支援や応援に関する協定締結を進めるとともに、支援や応援を受け入れるための受援体制の充実を図ります。加えて、食料、日用品などの計画的な備蓄、運用、更新サイクルを確立します。

さらに、各種災害情報の受発信のシステムを適切に管理、更新するとともに、情報伝達手段の多重化を検討します。

(3) 防災意識の向上

自主防災組織や各種団体、学校が行う防災訓練や防災学習会を支援し、広く防災意識の向上を図ります。また、災害時要援護者が災害発生時に必要となる支援内容を明確にした「個別支援計画」作成の推進を図ります。

さらに、「電子ハザードマップ」を適宜更新し、ハザード情報を市民に広く周知するとともに、さまざまな媒体を使い、防災意識を高める啓発を行います。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市地域防災計画
- ◆洲本市業務継続計画（BCP）
- ◆洲本市災害時受援計画
- ◆洲本市国民保護計画



第8節 交通安全・防犯対策の推進

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に

現状

令和3年中の兵庫県内の交通事故発生状況は、人身事故件数、傷者数は前年に比べ減少したが、死者数、物件事数件数は増加となっています。また、本市における交通事故発生件数は、傷者数は前年に比べ減少したが、人身事故件数、死者数、物件事数件数は増加となっています。65歳以上の高齢者が占める割合は、県下平均より高い状況にあります。

交通事故防止、交通安全啓発については、現在行っている幼児・園児、児童生徒、一般、高齢者などの世代別の交通安全教室などに引き続き取り組んでいきます。

特に、小学生、中学生に対しては、交通ルールや自転車の安全な乗り方を学習する場として実施しています自転車交通安全教室については、今後も推進していきます。また、通学路における交通安全対策については、学校関係者、道路管理者、警察が一体となり、点検を行い、問題個所の改善につなげます。

防犯では、兵庫県下における刑法犯認知件数は、洲本警察署を含め令和3年度は前年より減少となっていますが、年少者による犯罪は前年と比べても高水準で推移しています。

本市において、還付金詐欺などの特殊詐欺についての相談が寄せられていることから、警察署、防犯協会などの関係機関と連携し、各種の防犯活動に取り組み、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努め、「安全で安心なまちづくり」をめざしていきます。

現在、地域での子どもの見守り活動、防犯意識の啓発活動などを行っている自主防犯グループへの活動助成については、引き続き支援していきます。

〈近年の取組成果〉

- 警察署、交通安全協会などの関係機関と連携した交通安全キャンペーンなどの広報活動
- 警察署、防犯協会などの関係機関と連携した特殊詐欺防止活動
- 自主防犯グループの活動助成

施策方針

高齢者や子どもの通学路等の安全確保に向けた交通安全対策を行うとともに、日常生活において、犯罪に巻き込まれないよう防犯意識の啓発や各種の防犯・地域安全活動の促進に努めます。

主要施策

(1) 高齢者と子どもに対する交通安全対策の実施

交通事故防止啓発として、新小学生へのランドセルカバーと反射キーホルダー、新中学生へ反射キーホルダーを配付します。

(2) 交通事故防止強化活動

幼児、児童、生徒、高齢者など各年齢層に対する交通安全教室を開催します。

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動に基づき、交通安全運動を展開するとともに、市民一人ひとりの交通安全思想及び交通モラルの高揚を図ります。

(3) 地域安全安心まちづくり隊活動の支援

子どもや高齢者を狙った犯罪についての周知、注意喚起のため、ホームページ、CATV、広報紙、その他の媒体の活用による啓発を行います。

日頃から地域で見守り活動をしている自主防犯グループの活動を支援します。



第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進

〈主な関連SDGs〉



12 つくる責任つかう責任
16 平和と公正をすべての人に

現状

悪質商法、振り込め詐欺、製品事故などから消費者の安全・安心を確保するため、消費生活センターを中心として、消費生活相談、消費者被害の未然防止のための啓発や出前講座による消費者教育などを継続して実施しています。

また、消費生活センターの、市民の身近な相談窓口としての機能を充実させるため、相談員のスキルアップ、淡路市及び南あわじ市の消費生活センターとの連携強化を引き続き図ります。

近年、特に高齢者を標的にした、悪質商法・消費者トラブルが増加していることなどから、さらなる警察との連携強化が求められています。

今後、本市人口の高齢化を見据え、消費生活センター、介護福祉課、その他関係機関、福祉関係者、事業者などの各団体とともに連携し、高齢者に特化した消費者被害の未然防止に向け、積極的に取り組むことが必要となっています。

さらに、令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下げられたことから、消費者トラブルに遭う若年者の増加が懸念されています。このことを踏まえ、自立した消費者を育成するため、若年者を対象とした消費者教育を進めていく必要があります。

〈近年の取組成果〉

○出前講座の実施

施策方針

消費者・生活者意識の向上に努め、一人ひとりの豊かな生活の実現と安全・安心社会の実現に取り組めます。

主要施策

(1) 消費生活相談窓口の充実

消費生活センターの周知と情報提供による消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

近隣市や警察との連携強化、職員・相談員の資質の向上を図り、消費生活相談業務の迅速・的確で高度な対応に努め、被害救済を支援します。

(2) 消費者教育推進法を踏まえた事業の推進【改善】

消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むため、学校及び地域における消費者教育を推進し、消費者の選択力への支援と消費者の自立を支援します。

また、事業者などの各種団体とも相互に連携し、感染症対策について十分留意しながら、消費生活出前講座や講演会の開催を通じて消費生活情報の提供・周知などを行い、幼児から高齢者までの幅広い年齢層や障害者・支援者に対する啓発に努め、「消費者力」の向上を図ります。

さらに、国をはじめ、県、近隣市の消費生活センター及び関係機関との協力連携関係の強化を図り、消費生活相談と啓発体制の充実に努めます。

(3) 消費者団体など、地域の身近な相談者の育成と支援

高齢者などが身近で気軽に相談できる人材の育成を図るため、消費者団体をはじめ、民生委員・児童委員、町内会役員にも協力、支援を求め、相談に対する研修、情報提供などを行い、相談協力体制を整えます。

